

京都市備蓄計画の改定について

1 概 要

本市では、公的備蓄物資の品目や必要数量、配送方法など、今後の備蓄のあり方等に係る基本的な方針を示した「京都市備蓄計画（平成26年4月～平成31年3月）（以下「備蓄計画」という。）」に基づき、食料等の公的備蓄を進めるとともに、市民備蓄推進にも、併せて取り組んでいる。

備蓄計画策定から5年が経過し、今年度末で計画期間が満了することに伴い、平成29年度に実施した「京都市第2次防災対策総点検」での議論も踏まえ、熊本地震などの災害で明らかになった公的備蓄物資に係るニーズの変化や被災者支援に係る社会情勢の変化に対応できるよう、市民備蓄の更なる推進、より避難者のニーズに合致した物資の備蓄や避難所のトイレ環境の充実などを図るため、備蓄計画の改定を行う。

2 備蓄計画改定に係る基本的な方針

（1）市民備蓄の更なる推進

現行計画と同様に、自らの命は自らで守る「自助」の考え方に立ち、各家庭や事業所等における市民備蓄を基本とする。また、市民備蓄が市民の皆様に確実に浸透するように、今年度実施したアルファ化米の小・小中学校給食での提供や学区防災訓練での活用など、あらゆる機会を捉えて、積極的に市民備蓄の啓発を行っていく。

（2）避難者ニーズに合致した物資の備蓄及び避難所のトイレ環境の充実

ア 行政が果たすべき役割として、必要最低限の1日分（3食）の食料等を備蓄することは現計画と同様であるが、生命維持に不可欠な飲料水や家庭では備蓄しにくいトイレを重点的に備蓄する。また、避難所のトイレ環境の充実を図るため、災害用マンホールトイレなど、避難所トイレの洋式化を推進する。

イ 熊本地震での課題を踏まえ、断水等ライフラインが寸断されている状況を想定し、従来のアルファ化米に加え、すぐに食べることができる加水及び調理が不要な食料を導入する。

（3）分散備蓄のさらなる推進と民間物流ノウハウの活用

今後も各避難所への分散備蓄を推進するとともに、平時から拠点備蓄倉庫における物資の保管管理や入替え作業等にプロの物流管理ノウハウを活用することで、発災時の避難者への迅速かつ正確な物資の供給体制の構築を目指す。

3 主な改定内容

主な改定項目	改定のポイント
公的備蓄品目	主食として、アルファ化米だけではなく、加水等が不要な食品を導入。また、購入するすべての食料はアレルギーフリーとする。
備蓄数量と算出基準 (食料, 飲料水)	①主食3食はこれまでの「アルファ化米」・「お粥」に加え, 「加水等が不要な食料(ビスケット, レトルト食品等)」を導入する。 ②生命維持に不可欠な飲料水を避難者1人当たり2本⇒3本に増量する。 ③在宅避難者については, 飲料水を1人当たり1本⇒2本に増量する。
備蓄数量と算出基準 (し尿処理関係)	①「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン(平成28年4月内閣府策定)」に基づき, 避難者につき「100人に1基」から「50人に1基」となるように整備する。 ②災害用マンホールトイレの上屋については, 1施設あたり5基設置分のうち4基を既存の和式タイプを活用し, 簡易トイレ等を便座に被せることで洋式としても使用できるようにする。また, 残り1基については, 要配慮者に考慮し, 車椅子対応の洋式上屋を配備する。 ③避難所施設においては, 1箇所あたり8基(男女各4基)の常設トイレを使用する想定とし, 簡易トイレを被せることで断水時に使用できるようにする。 ④避難所におけるトイレ環境の充実に向けた更なる対応として, マンホールトイレの整備, 簡易トイレの配備等に加えて, 環境政策局による「民間と仮設トイレ調達に係る協定(平成30年度中に協定締結予定)」に基づき, 仮設トイレを流通備蓄として調達する体制を整える。
備蓄方法及び備蓄倉庫	引き続き分散備蓄を推進するとともに, 平時から拠点備蓄倉庫等における物資の保管管理や入替え作業等について, 専門性を有する民間事業者に委ねるなど, プロの物流管理ノウハウを活用することを検討する。
賞味期限切れ前の備蓄物資の有効活用	賞味期限切れ前の備蓄物資については, 食品ロス削減の観点から, 賞味期限切れを待って単に廃棄するのではなく, 分野を超えた政策の融合等, レジリエンスの視点も踏まえつつ, 更なる市民備蓄の促進に繋げるなど, 公的備蓄物資の有効活用を図る必要がある。

4 今後の取組

平成31年3月	改定備蓄計画の確定
平成31年4月	改定備蓄計画の運用開始